

<重要>：大切な案内です。必ず本日中に保護者の方へ渡してください。

2020年7月20日

高 校 生
保 護 者 各 位 (兵庫県在住の方)

親和女子高等学校 事務局

令和2年度 兵庫県私立高等学校等奨学給付金について (ご案内)

標記の制度について、兵庫県より案内リーフレットが届きましたので、学校ホームページに掲載しています。この制度は非課税世帯を対象として毎年実施されている給付金制度ですが、今年度は家計急変により急変後の収入が非課税相当となった世帯も対象に追加されました。対象者の条件をご確認のうえ、**申請される方は令和2年8月24日(月・2学期始業式の日)までに必要書類をご提出ください**。リーフレットおよび申請書やオンライン学習誓約書の様式は学校ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

記

【対象者の条件】※詳細はリーフレットをご確認ください。

① 保護者が兵庫県在住であること。

② ・令和2年度の市町民税と県民税の所得割額(保護者の合計額)が0円であること。**(一般分)**

または、

- ・経済状況の悪化等で収入が激減し、令和2年度の市町民税および県民税の所得割額(保護者の合計額)が0円ではないが、所得割が非課税(0円)世帯相当であると認められること。**(家計急変分)**

※(家計急変分)のリーフレット2ページ目の上部にある給付要件をご確認ください。

※家計急変に該当しない離職(定年退職など)は給付の対象とはなりません。

※令和2年度の市町民税および県民税の所得割額(保護者の合計額)が0円の世帯は、(一般分)で申請してください。

--- 市町民税および県民税の所得割額については以下の書類から確認ができます ---

A. 令和2年度特別徴収税額決定通知書※お勤めされている方(今年5月~6月に職場から配布・長細い用紙) ※通知書の中ほどの⑥の金額です。

B. 令和2年度納税通知書および明細書※自営業の方(ご自宅へ届いています。冊子状) ※課税明細【2】の税額控除後所得割額 F の金額です。

C. 令和2年度課税(非課税)証明書※A・Bの書類が無い方(市(区)役所等で取得)

・源泉徴収票では確認できません。

◆提出期限

◆提出先・問合せ先

令和2年8月24日(月・2学期始業式の日)(郵送可)

親和女子高等学校・親和中学校 事務局 庶務担当宛

〒657-0022 神戸市灘区土山町6-1 / TEL 078-854-3800 (平日9:00~17:00)

裏面あり ➡

◆提出書類

(一般分)

- ① 私立高等学校等奨学給付金支給申請書（兼受給資格認定申請書）（A4 両面/様式第 1 号）
- ② 世帯全員分の住民票（原本）（令和 2 年 7 月 1 日以降発行のもの）
- ③ 保護者全員の収入を証明する書類 A～C のいずれか
 - A. 令和 2 年度特別徴収税額決定通知書(コピー可)
 - B. 令和 2 年度納税通知書および明細書(コピー可)
 - C. 令和 2 年度. 課税（非課税）証明書(原本)

※他制度でマイナンバーを提出している方も、今回課税証明書が必要です。
※控除対象配偶者の場合も、親権者全員の課税証明書が必要です。
- ④ 生徒本人と、保護者が扶養する 15 歳以上 23 歳未満（中学生を除く）の兄弟姉妹の健康保険証のコピー
- ⑤（該当者のみ）他校へ申請している兄弟姉妹がいる場合、その兄弟姉妹の奨学給付金支給申請書のコピー
- ⑥（該当者のみ）オンライン学習※に係る加算額を申請する場合、契約書の写し、またはオンライン学習誓約書
- ⑦（該当者のみ）授業料引落口座以外の口座へ振込を希望する場合、通帳またはキャッシュカードのコピー

(家計急変分)

- ① 私立高等学校等奨学給付金（家計急変分）支給申請書（兼受給資格認定申請書）（A4 両面/様式第 1 号）
- ② 世帯全員分の住民票（原本）（令和 2 年 7 月 1 日以降発行のもの）
- ③ 保護者の家計急変の発生を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、廃業届、新型コロナウイルス対策の影響による収入減少があった者等を対象とする公的支援受給証明書等。）
- ④ 保護者の収入を証明する書類 A～C のいずれか
 - A. 令和 2 年度特別徴収税額決定通知書(コピー可)
 - B. 令和 2 年度納税通知書および明細書(コピー可)
 - C. 令和 2 年度. 課税（非課税）証明書(原本)

※非課税でないことが確認できれば、保護者 1 名分で可。
- ⑤ 保護者全員分の急変後 1 年間の年収見込を確認できる書類（会社発行の収入見込証明、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等）

※給与所得者の方で、給与・賞与がカットになった場合には、勤務先が作成する年収見込証明書に「業績不振のため給与・賞与をカットした」旨、記載があれば、③の家計急変の発生を証明する書類として足ります。
- ⑥ 生徒本人と、保護者が扶養する親族全員分の健康保険証のコピー
- ⑦ 申立書（学校ホームページに掲載している記入例を参照ください）
- ⑧（該当者のみ）他校へ申請している兄弟姉妹がいる場合、その兄弟姉妹の奨学給付金支給申請書のコピー
- ⑨（該当者のみ）オンライン学習※に係る加算額を申請する場合、契約書の写し、またはオンライン学習誓約書
- ⑩（該当者のみ）授業料引落口座以外の口座へ振込を希望する場合、通帳またはキャッシュカードのコピー

※オンライン学習加算額とは？

自主的に ICT 機器を活用して自宅学習を行い、家庭において通信費を負担している、または令和 2 年度内に通信回線等に係る契約を行う予定の方は対象となります。